

移住定住促進事業(地域おこし協力隊活動支援)業務委託 公募要領

1 事業の概要

本事業は、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し委託型による地域おこし協力隊募集枠を設定することにより、本村における多様な働き方を提案し、移住・定住施策をより強力に推進するとともに、地域活性化に寄与する人材の獲得を目指すものです。

事業の実施形態としては、選定業者が村と委託契約を締結したうえで、受託者が、地域おこし協力隊員の募集、選定及び雇用並びに活動支援等を行い、その対象経費について村が委託料を支払います。

なお、本公募要領により、委託候補者を公募するものです。

(1) 業務件名及び数量

移住定住促進事業（地域おこし協力隊活動支援）業務委託 一式

(2) 委託予定期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※なお、隊員の活動期間は、委嘱（雇用）の日から最長3年間まで延長することが可能であり、その場合は今回の委託期間以降に新たに契約を締結することで、活動期間中の財政支援を継続して受けることができます。

(3) 募集する業務の内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

※ただし、この仕様書は業務の概要を示すものであり、事業目的の達成のために必要と認められる事項である場合には、当該仕様書に記載されていない事項であっても、地域おこし協力隊の経費として認められる範囲内かつ委託料の上限額の範囲内で実施できるものです。

(4) 委託料の上限額（年額）

隊員1名につき5,500,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

※受託者からの請求により、対象経費の実績の積算に基づき委託料を支払います。なお、村が認める場合、前金払いを受けることができます。

2 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、以下に記載する要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(5) 納期の到来した村税その他村に対する債務を滞納していないこと。

(6) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。

3 応募手続き等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

野田村未来づくり推進課 移住定住観光班

TEL：0194-78-2963 FAX：0194-78-3995 E-mail：mirai_itk@vill.noda.iwate.jp

(2) 応募方法

応募事業者は、参加届出書類を上記提出先へ持参又は郵送により提出してください。

① 応募書類（各1部）

- ・野田村地域おこし協力隊員受入申込書【様式1】
- ・応募要件に係る宣誓書【様式2】
- ・活動支援事業等提案書【様式3】
- ・定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ・隊員の労働条件を示す書類
- ・その他参考資料

② 提出期限

令和7年5月9日（金）

③ 応募書類に虚偽の記載が判明した場合には、応募を無効とする場合があります。なお、無効とされた時点で委託契約を締結済みの場合は契約を取り消すとともに、既に委託料の支払いがある場合は返還を求めます。

(3) 委託候補者の決定

① 村は、書類審査及び聞き取り調査等により、要件や業務遂行能力、事業内容の公共公益性などを総合的に評価し、当該応募者を委託候補者とするものの可否について決定します。

② 審査結果は、応募者へ書面で通知のうえ、委託候補者と契約交渉を行います。

4 実施スケジュール

日 程	内 容
令和7年4月4日（金）	募集開始
5月9日（金）	申込書の提出期限
5月中旬までに	受託候補者の決定及び契約締結
契約締結以降速やかに	隊員の募集開始

5 その他

(1) 応募書類作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出いただいた応募書類は返却いたしません。

(3) 応募書類を提出後の差し替え等は原則として認めません。

(4) 応募書類を提出後に辞退する場合は、書面により申し出てください。